

リワーク支援の利用に関するQ&A

【休職者向け】

リワーク支援説明会の参加からリワーク支援終了までは、どのくらい期間を想定するといいいですか？

- ① 説明会への参加した後、生活リズムの確認、利用申込、個別相談等を行います。
- ② その後、リワーク支援を開始する前に、コーディネート（Q3参照）を通じて課題を整理して支援計画を作成します。そのため、リワーク支援の開始までには、6～8週間程度の期間が必要となります。
 - ※ 平日の午前中に2週間以上継続して外出での日中活動を行っており、「生活リズム表」の作成によりその活動が確認できる方については、説明会参加後に円滑にリワーク支援の開始までの流れを進めることができます。
- ③ 支援期間を2～3カ月とした場合、復職を希望する時期の概ね5～6カ月前までに、説明会に参加すると、余裕を持って利用いただけます。

休職期間が残り少ない場合でも、リワーク支援を利用できますか？

- ① 支援期間は、症状や生活リズムの回復の程度、主治医の意見、休職者本人や会社の希望、残りの休職期間や希望する復職時期などを踏まえ、個別に設定させていただきます。
- ② 支援期間が短い場合は、復職までの課題整理を中心に行う、限定的なプログラムへの参加となる場合があります。

「コーディネート」とは、どのようなことを行うのですか？

リワーク支援では、次の取組みを「コーディネート」と言います。

- ① 休職者に対し、個別相談や体験コースの参加を通じて生活リズム、気分や体調等変化等を確認し、復職に向けた課題等の整理を行います。
- ② 会社に対し、復職に当たっての基本的考え方、復職時の受け入れ態勢、リワーク支援期間中の支援内容等の説明を行います。
- ③ 主治医に対し、治療状況、疾病管理の状況等の確認を行います。
- ④ 以上のことを踏まえ、休職者本人、会社、主治医が当センターの作成するリワーク支援計画について、同意をいただきます。

「うつ病」の診断ではないのですが、リワーク支援を利用できますか？

- ① 原則として、主治医（精神科、心療内科等）の診断により、何らかの精神疾患を有していることが確認できる方を対象としていますので、うつ病以外の方も利用できます。
- ② なお、精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

会社を辞めようと考えている、または、退職してしまっているのですが、リワーク支援を利用できますか？

- ① リワーク支援は、休職中の方に対する復職プログラムです。離職予定の方、既に離職された方は利用できません。
- ② 当センターでは、再就職のための専門的支援（職業相談・職業評価、職業準備支援等）を行っています。

公務員は利用できますか？

- 雇用保険加入の事業所に雇用されている従業員が対象となるため、国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人の職員は、利用できません。

過去に、リワーク支援を利用して復職した者が再度休職した場合、再度リワーク支援利用することができますか？

- ① 必要に応じて再度支援を利用することは可能です。
- ② 再利用の場合でも、支援計画に関する3者の合意が必要になります。

リワーク支援の利用に当たって、経費が必要ですか？

- ① 支援プログラム等の受講に係る受講料は、必要ありません。
- ② 通所に係る交通費等は、自己負担でお願いします。

【企業担当者向け】

企業の担当者は、誰を選定すればよいでしょうか？また、支援計画に係る3者の合意は、誰が同意すればよいでしょうか？

- 企業の窓口となって頂ける方であれば、どなたでも結構です。支援計画に関する同意については、休職者の職場復帰に関わる方が望ましいです。一般的には、人事担当者、職場の上司、産業保健スタッフ等のいずれかの方に同意していただいています。

主治医は、復職可能という診断書を作成します。それに加えて、リワーク支援の利用結果として、センターが復職の可否を確認、判定してもらうことができますか？

- ① センターは、リワーク支援の結果を踏まえた復職の可否判断を行っていません。
- ② 復職が可能か否かの判断は、休職者の回復状況、企業の受入態勢、受入れに当たっての制度利用や条件整備、業務内容の設定等を含めて、企業が行ってください。

リワーク支援の期間中に、企業担当者が行う役割は、どのようなものでしょうか？

- 復職の受入態勢の整備として、社内体制や復職時の業務、労働環境等の状況について、当センターの担当カウンセラーと調整する、また、休職者との定期面談や担当カウンセラーとのケース会議等に、協力していただいています。

休職中の社員の復職に当たって、リワーク支援を利用させたいのですが、企業からの利用申込ができますか？

- リワーク支援利用に向けて、まず休職者本人が「リワーク支援説明会」に参加していただく必要があります。参加申込みは、直接、休職者本人が行うことにしています。